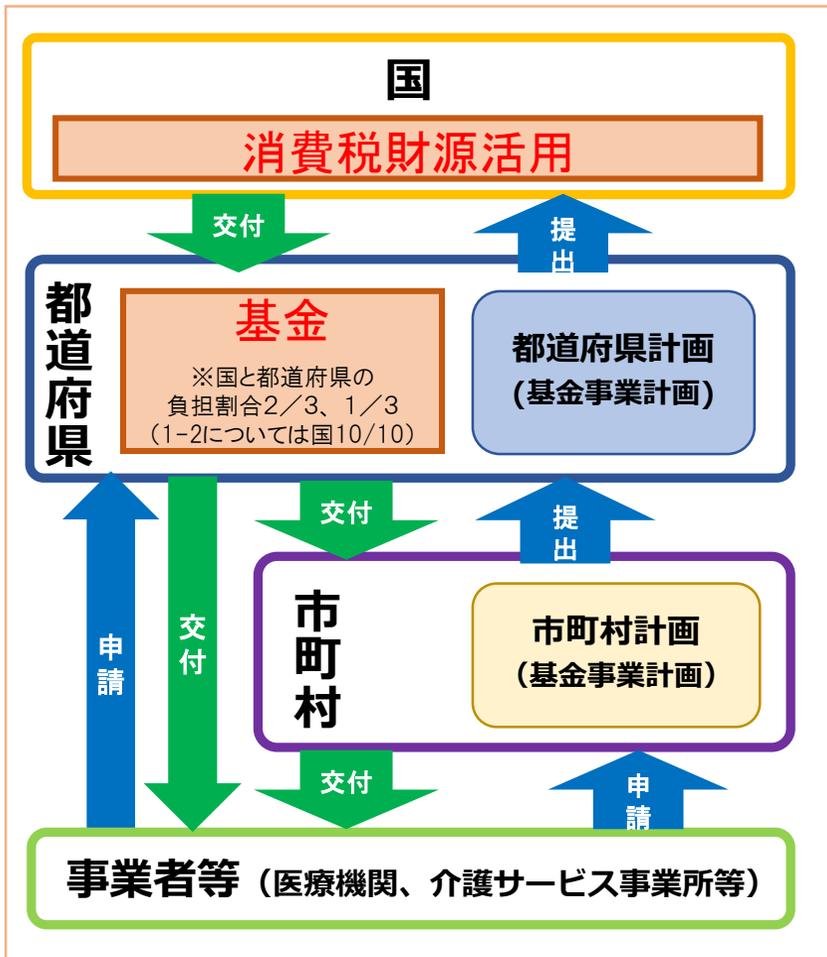


# 地域医療介護総合確保基金について

令和6年7月18日（木）  
岡山県医療推進課

- 団塊の世代が75歳以上となる2025年を展望すれば、病床の機能分化・連携、在宅医療・介護の推進、医療・介護従事者の確保・勤務環境の改善等、「効率的かつ質の高い医療提供体制の構築」と「地域包括ケアシステムの構築」が急務の課題。
- このため、平成26年度から消費税増収分等を活用した財政支援制度(地域医療介護総合確保基金)を創設し、各都道府県に設置。各都道府県は、都道府県計画を作成し、当該計画に基づき事業を実施。



### 都道府県計画及び市町村計画 (基金事業計画)

- **基金に関する基本的事項**
  - ・公正かつ透明なプロセスの確保(関係者の意見を反映させる仕組みの整備)
  - ・事業主体間の公平性など公正性・透明性の確保
  - ・診療報酬・介護報酬等との役割分担
- **都道府県計画及び市町村計画の基本的な記載事項**
  - 医療介護総合確保区域の設定※1 / 目標と計画期間(原則1年間) / 事業の内容、費用の額等 / 事業の評価方法※2
  - ※1 都道府県は、二次医療圏及び老人福祉圏域を念頭に置きつつ、地域の実情を踏まえて設定。市町村は、日常生活圏域を念頭に設定。
  - ※2 都道府県は、市町村の協力を得つつ、事業の事後評価等を実施。国は都道府県の事業を検証し、基金の配分等に活用。
- **都道府県は市町村計画の事業をとりまとめて、都道府県計画を作成**

### 地域医療介護総合確保基金の対象事業

- I-1 地域医療構想の達成に向けた医療機関の施設又は設備の整備に関する事業
- I-2 地域医療構想の達成に向けた病床の機能又は病床数の変更に関する事業
- II 居宅等における医療の提供に関する事業
- III 介護施設等の整備に関する事業(地域密着型サービス等)
- IV 医療従事者の確保に関する事業
- V 介護従事者の確保に関する事業
- VI 勤務医の労働時間短縮に向けた体制の整備に関する事業

地域医療構想の実現するために必要な病床の機能分化・連携を推進する事業に係る施設整備・設備整備に対して支給する。

## 補助対象及び補助対象経費

岡山県内に所在する病院又は有床診療所の開設者で、地域医療構想達成に向け地域医療構想調整会議の合意を経て

1. 過剰な病床を不足する病床機能へ転換する場合、
  - ① 医療施設等の新築、増改築及び改修に要する工事費、工事請負費、委託料及び施工管理費
  - ② 建物の整備の一環として要する設備整備費又は備品購入費
2. 病棟・病室をほかの用途（機能転換以外）へ変更する場合
  - ① 医療施設等の新築、増改築及び改修に要する工事費、工事請負費、委託料及び施工管理費
  - ② 建物の整備の一環として要する設備整備費又は備品購入費
3. 一般病床又は療養病床を削減することによる事業縮小する場合（介護医療院への転換は含まない）
  - ① 不要となる建物（病棟・病室等）及び医療機器の撤去に要する工事費、工事請負費、委託料及び施工管理費
  - ② 不要となる建物等や不要となる医療機器の処分（解体、廃棄又は売却）に係る1件あたり100万円以上の損失（財務諸表上の特別損失）
  - ③ 早期退職制度の活用により上積みされた退職金の割増相当額
4. 異なる開設者の複数の医療機関が統合する場合に二次保健医療圏で必要な病床機能を整備する場合及び統合にあわせ病床を削減する場合の事業縮小する場合
  - ① 医療施設等の新築、増改築及び改修に要する工事費、工事請負費、委託料及び施工管理費
  - ② 建物の整備の一環として要する設備整備費又は備品購入費
  - ③ 不要となる建物（病棟・病室等）及び医療機器の撤去に要する工事費、工事請負費、委託料及び施工管理費
  - ④ 不要となる建物等や不要となる医療機器の処分（解体、廃棄又は売却）に係る1件あたり100万円以上の損失（財務諸表上の特別損失）
  - ⑤ 早期退職制度の活用により上積みされた退職金の割増相当額

## 補助対象経費

①不足する病床機能へ転換 他の用途へ変更 （鉄筋コンクリート） （ブロック）	病床1床あたり 病床1床あたり	9,000千円 5,022千円 4,377千円	③総事業費	
			④解体、廃棄又は売却した場合に発生する損失 （固定資産除却損、固定資産廃棄損、固定資産売却損）	
②1施設あたり		10,800千円	⑤職員の退職金の割増相当額	上限額 6,000千円

# 病床機能再編支援事業（単独支援給付金） 基金区分 I-2

地域医療構想の実現のため、病院又は診療所であって療養病床又は一般病床を有するものが、病床機能再編（病床数の削減）を行う場合、減少する病床数に応じた給付金を支給する。

## 支給対象

平成30年度病床機能報告において、高度急性期機能・急性期機能・慢性期機能（以下「対象3区分」という）と報告した病床数の減少を伴う病床機能再編に関する計画（単独病床機能再編計画）を作成した医療機関の開設者又は開設者であったもの

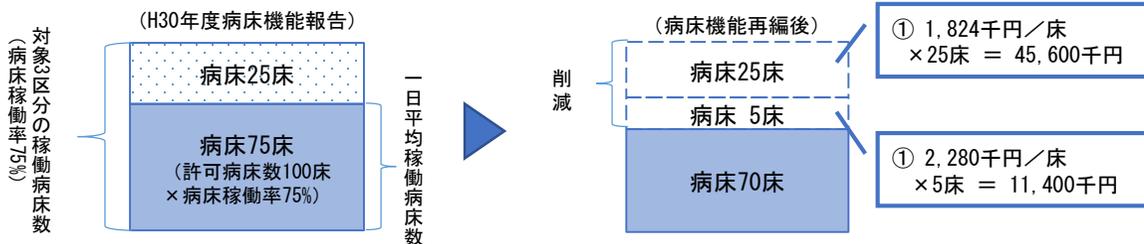
## 支給要件

- ① 地域医療構想調整会議の議論の内容及び岡山県医療審議会の意見を踏まえ、知事が地域医療構想の実現に向けて必要な取り組みであると認めたもの。
  - ② 病床機能再編後の対象3区分の許可病床数が、平成30年度病床機能報告における対象3区分として報告された稼働病床数の合計90%以下であること。
- ※ 経営困難等を踏まえた自己破産による廃院等の地域医療構想の実現を目的としないものは対象外

## 支給額の算定条件

- ① 平成30年度病床機能報告において、対象3区分として報告された病床の稼働病床数の合計から一日平均稼働病床（対象3区分の許可病床数に対象3区分の病床稼働率を乗じた数）までの病床数の削減について、対象3区分の病床稼働率に応じ、減少する病床1床当たりの額を支給する。  
 ※ 令和2年4月1日までに病床機能再編や休棟等により稼働秒数に変更があった場合は、平成30年度病床機能報告又は令和2年4月1日時点のいずれか少ない方の稼働病床数を基準とする。
- ② 一日平均稼働病床数以下まで病床数を削減する場合、一日平均稼働病床数以下の削減病床については、1床当たり2,280千円とする。
- ③ 上記①及び②の算定にあたっては、回復期機能・介護医療院に転換する病床数、過去に本事業の支給対象となった病床数及び同一開設者の医療機関へ融通した病床数を除く。

## 例



※補助金の算定には休床分は含まない

(①45,600千円) + (②11,400千円) = 57,000千円

病床稼働率	1床当たりの単価
50%未満	1,140千円
50%以上60%未満	1,368千円
60%以上70%未満	1,596千円
70%以上80%未満	1,824千円
80%以上90%未満	2,052千円
90%以上	2,280千円

# 病床機能再編支援事業（統合支援給付金） 基金区分 I-2

地域医療構想の実現のため、複数の医療機関が、病床機能再編（病床数の削減）を実施し統合する場合、当該統合に参加する医療機関に給付金を支給する。

## 支給対象

平成30年度病床機能報告において、高度急性期機能・急性期機能・慢性期機能（以下「対象3区分」という）と報告した病床数の減少を伴う統合計画に参加する医療機関の開設者

## 支給要件

- ① 地域医療構想調整会議の議論の内容及び岡山県医療審議会の意見を踏まえ、知事が地域医療構想の実現に向けて必要な取り組みであると認めたもの。
- ② 統合関係医療機関のうち1以上の病院が廃止（有床診療所化又は無床診療所化も含む。）され、統合後は1以上の医療機関が運営されていること。
- ③ 令和8年3月1日までに統合が完了する計画であり、すべての統合関係医療機関が計画に合意していること。
- ④ 統合関係医療機関の対象3区分が総病床数の10%以上減少すること。

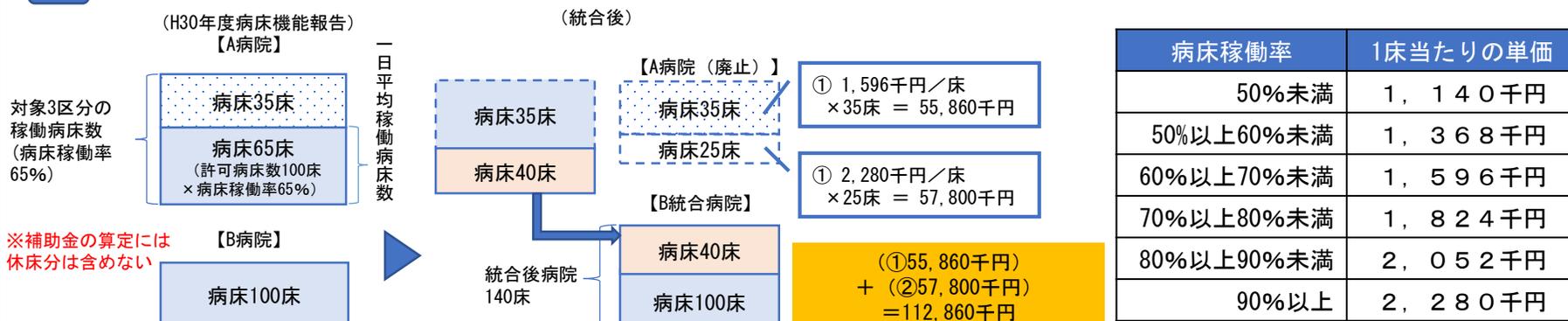
## 支給額の算定条件

- ① 統合医療機関ごとに、平成30年度病床機能報告において、対象3区分として報告された病床の稼働病床数の合計から一日平均稼働病床数（対象3区分の許可病床数に対象3区分の病床稼働率を乗じた数）までの病床数の削減について、対象3区分の病床稼働率に応じ、減少する病床1床当たりの額を支給する。

※ 令和2年4月1日までに病床機能再編や休棟等により稼働秒数に変更があった場合は、平成30年度病床機能報告又は令和2年4月1日時点のいずれか少ない方の稼働病床数を基準とする。

- ② 一日平均稼働病床数以下まで病床数を削減する場合、一日平均稼働病床数以下の削減病床については、1床当たり2,280千円とする。
- ③ 上記①及び②の算定にあたっては、統合関係医療機関間の病床融通数、回復期機能・介護医療院に転換する病床数を除く。
- ④ 重点支援区域として指定された統合関係医療機関については、算定された金額に1.5を乗じて算定された額の合計額を支給する。

### 例



地域医療構想の実現するために必要な病院の統廃合において、廃止病院の未返済の債務を統合後に存続する病院が新たに融資を受けて返済する場合、当該融資に係る利子の全部または一部に相当する額に給付金を支給する。

支給対象

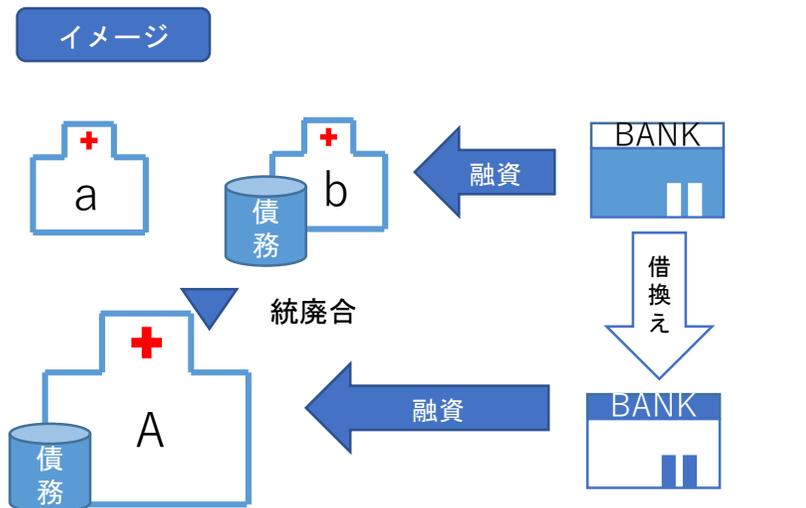
地域医療構想の実現に資する統合計画に参加し、統合後に存続している医療機関であって、統合によって廃止となる医療機関の未返済の債務を返済するために金融機関から新たに融資を受けた医療機関（以下「承継医療機関」という）の開設者

支給要件

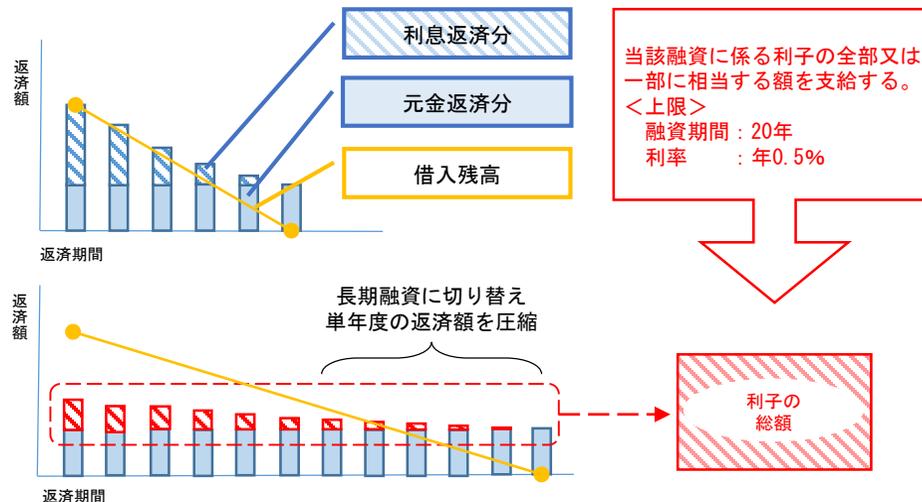
- ① 地域医療構想調整会議の議論の内容及び岡山県医療審議会の意見を踏まえ、知事が地域医療構想の実現に向けて必要な取り組みであると認めたもの。（統合支援給付金の対象であること。）
- ② 廃止する医療機関の未返済の債務を返済するために金融機関から新たに融資を受けていること。
- ③ 金融機関から取引停止処分を受けていないこと。
- ④ 国税、社会保険料又は労働保険料を滞納していないこと。

支給額の算定条件

承継医療機関が統合によって廃止となる医療機関の未返済の債務を返済するために、金融機関から新たに受けた融資に対する利子の総額を支給する。ただし、融資期間は20年、元本に対する利率は年0.5%を上限として算定する。



bの債務を統合後のAが継承し、かつ新たに借り換えた場合が支給対象。



## ○ 令和7年度要望調査について

病床再編支援事業（令和6年6月11日 医推第319号）

病床機能分化・連携促進のための基盤整備事業（令和6年6月11日 医推第320号）

○ 提出期限 令和6年7月26日（金）

## ○ 提出方法

調査票を医療推進課ホームページからダウンロードの上、メールで提出してください。

<ホームページ> <https://www.pref.okayama.jp/page/865604.html>

○ 提出先 [iryo@pref.okayama.lg.jp](mailto:iryo@pref.okayama.lg.jp)

## ○ 留意事項

- ・ 令和7年度中に完了する必要があります。
- ・ 要望調査終了後の事業実施のご相談はお受けできない場合がございますので、事業実施の可能性がある場合は調査票を必ずご提出ください。

# 事業実施スケジュール（想定）

